

障がい者(児)福祉のしおり

平成21年度版

(平成21年7月1日現在)



厚 岸 町

このしおりは、平成21年7月を基準として、厚岸町にお住まいの障がいのある人やその家族などが利用できる制度・サービスをとりあげ、その内容について記載したものです。

記載内容は最小限にとどめてあるほか、このしおり作成後に内容が変わっている場合もありますので、各制度・サービスの詳細については、それぞれの手続き先にお問い合わせください。

・ ・ 身体障害者手帳とは ・ ・

口、目、耳、手、足、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫機能などに日常生活を営むうえで永続的に障がいをもつ人に交付され、障がいの種類によって、視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部障がいなどに分けられ、さらにその程度により1級から6級までに区分されます。

この手帳の交付により、各種制度・サービスを利用することができます。たとえ障がいがあっても、手帳を所有していなければこれらの制度・サービスを利用できない場合があります。手帳はこれらの制度・サービスを受ける対象者であることの証明となるものです。

・ ・ 療育手帳とは ・ ・

様々な原因によって、ものの名前を覚えたり、計算したり、筋道をたてて考えたり、想像したりするなどの知的能力が年齢とともに進歩していかない、いわゆる知的障がいを持つと判定された人や知的障がいを伴う自閉症など、精神面の発達障がい、遅滞がある人に対して交付され、障がいの程度により「A」（最重度、重度）、「B」（中度、軽度）に区分されます。

この手帳の交付により、一貫した指導・相談を行うとともに、各種制度・サービスを受けることができます。

・ ・ 精神障害者保健福祉手帳とは ・ ・

統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質精神病、その他の精神疾患を有する人のうち、精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人に交付され、障がいの程度により1級から3級までに区分されます。

手帳は、一定の精神障がいの状態にあることを証明するものであり、この手帳の交付により、各種制度・サービスを受けることができます。

また、この手帳には2年間の有効期間があり、2年ごとに更新が必要です。

※ 住所・氏名・その他の変更があるときは、手帳と印鑑を持って必ず下記へ届け出てください。

厚岸町役場 福祉課障害福祉係

厚岸町保健福祉総合センター あみか21

〒088-1119

厚岸郡厚岸町住の江1丁目2番地

電話 0153-53-3333

FAX 0153-53-3077

目 次

項 目	ページ	項 目	ページ
1 所得税・住民税	1	34 生活介護	11
2 自動車税・軽自動車税・自動車取得税	2	35 療養介護	
3 個人事業税		36 児童デイサービス	
4 相続税		37 短期入所	
5 固定資産税		38 ケアホーム	
6 後期高齢者医療制度	3	39 施設入所支援	
7 重度心身障害者医療費助成		40 自立訓練	
8 精神障害者医療費助成		41 就労移行支援	
9 じん臓機能障害者通院交通費助成	4	42 就労継続支援	
10 特定疾患患者等援護旅費助成		43 グループホーム	
11 自立支援医療費の給付		44 相談支援事業	
12 児童扶養手当	5	45 コミュニケーション支援事業	12
13 特別児童扶養手当		46 日常生活用具給付等事業	
14 障害児福祉手当		47 移動支援事業	
15 特別障害者手当		48 地域活動支援センター事業	
16 障害基礎年金	6	49 生活サポート事業	
17 障害厚生年金・障害共済年金		50 自動車改造費助成事業	
18 心身障害者扶養共済	7	51 デイサービスの利用	13
19 補装具費の支給		52 声の広報の発行	
20 日常生活用具給付		53 福祉機器の貸与	
21 JR運賃割引	8	54 福祉電話の貸与	
22 航空運賃割引		55 緊急通報システム	
23 バス運賃割引		56 除雪サービス	
24 タクシー運賃割引	9	57 寝具洗濯乾燥消毒サービス	14
25 有料道路料金割引		58 NHK放送受信料減免	
26 重度心身障害者等交通費助成		59 生活福祉資金貸付	
27 心身障害児帰省旅費助成		60 NTT無料番号案内	
28 心身障害児通園交通費助成		61 青い鳥郵便葉書無償配布	
29 精神障害者通所交通費助成	10	62 駐車禁止規則の適用除外	15
30 居宅介護		63 郵便による不在者投票	
31 重度訪問介護		64 携帯電話の基本使用料などの割引	
32 行動援護		16	各種相談機関
33 重度障害者等包括支援			

税金の優遇措置


項 目	控 除 等 の 内 容 ・ 対 象 者			
1 所得稅 ・ 住民稅	所 得 控 除	障害者控除	身体障害者手帳3～6級 療育手帳「B」 精神障害者保健福祉手帳2、3級 のいずれかを所持している人	所得稅 27万円控除 住民稅 26万円控除
		特別障害者 控 除	身体障害者手帳1、2級 療育手帳「A」 精神障害者保健福祉手帳1級 のいずれかを所持している人	所得稅 40万円控除 住民稅 30万円控除
		同居特別障害 者扶養控除	同居の親族が特別障害者（上記 と同じ）の場合、扶養控除・配偶 者控除に加算	所得稅の場合 扶養控除・配偶者控除に 35万円を加算
				住民稅の場合 扶養控除・配偶者控除に 23万円を加算
		住民稅の 非課稅限度額	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 のいずれかを所持している人	前年の合計所得金額が 125万円以下の場合 は非課稅となります。
<p>※手帳を新規に交付された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○給与所得者・・・毎年、年末調整時（12月頃）に勤務先の担当者に申告してください。 ○自己申告者・・・毎年、確定申告時（2月16日～3月15日）に税務署に申告してください。 <p>※すでに手帳を持っているが未申告の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随時申告してください。（所得稅は税務署、住民稅は役場税財政課でそれぞれ申告してください。） ・翌年からは、新規に交付された人と同じく、毎年申告してください。 				
<p>◆各種障害者手帳を所持していない65歳以上の人に対する障害者控除対象者認定について</p> <p>65歳以上で各種障害者手帳を所持していない人でも、障害者手帳と同程度の障がいがあるため、身体障がい者または知的障がい者に準ずる者として町長が認定し『障害者控除対象者認定書』の交付を受けると障害者控除または特別障害者控除の対象となります。</p> <p>詳しくは役場福祉課障害福祉係にお問い合わせください。</p> <p>※あくまで障害者手帳を持っていない65歳以上の人への認定ですので、障害者手帳をお持ちの方は、この認定を受ける必要はありません。</p>				
<p>◆住宅のバリアフリー改修促進税制について</p> <p>平成19年4月1日から平成25年12月31日までの間に、【50歳以上の人、介護保険の要介護認定・要支援認定を受けている人、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する人など】が居住する住宅について一定の要件に該当するバリアフリー改修工事を含む増改築等工事を行った場合、現行の住宅リフォーム・ローン減税制度と、住宅のバリアフリー改修促進税制を選択することができ、所得稅額の特別控除を受けることができます。</p> <p>詳しい要件や手続き方法などは、税務署または役場税財政課課税係へお問い合わせください。</p>				

項目	控除・減免の内容・対象者	手続先
2 自動車税 ・ 軽自動車税 ・ 自動車取得税	障がい者本人、障がい者と生計を同一にする人または障がい者の常時介護者が所有し、もっぱらその障がい者の通院などのために使用する自動車について、各税が減免されます。 ただし、障がいの程度や自動車の使用状況などにより、対象とならない場合があります。	自動車税・ 自動車取得税は 釧路支庁自動車税係 軽自動車税は 税財政課課税係
3 個人事業税	障がい者が営む事業で、控除前の事業所得とその他の所得の合計金額が310万円以下の場合、7,500円減免されます。 重度の視覚障がい者が、あんま・マッサージまたは指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業を行っている場合は、非課税となります。	釧路支庁事業税係
4 相続税	①障害者控除の場合（所得税・住民税と同じ） （70歳－障がい者の年齢）×6万円を70歳まで毎年税額から控除します。 ②特別障害者控除の場合（所得税・住民税と同じ） （70歳－障がい者の年齢）×12万円を70歳まで毎年税額から控除します。	釧路税務署
5 固定資産税	①65歳以上の人 ②介護保険法の要介護（支援）認定を受けている人 ③身体障害者手帳所持者 ④療育手帳所持者 ⑤精神障害者保健福祉手帳所持者 上記のいずれかに該当する人が居住する既存の住宅（賃貸住宅は除く）について、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に、一定の要件に該当するバリアフリー改修工事を行った場合に、翌年度の課税額1/3を減額します。 ただし、この減免措置は1回限りです。 また、改修後3カ月以内に手続き（申告）する必要があります。 対象となる工事の要件などの詳しいことは、お問い合わせください。	税財政課課税係

問い合わせ先

- ◎ 役場税財政課課税係 0153-52-3131（内線135～139番）
- ◎ 釧路支庁
（釧路市浦見2丁目2番54号）
自動車税係 0154-43-9164
事業税係 0154-43-9161
- ◎ 釧路税務署
（釧路市幸町10-3）
0154-31-5100

医療費・通院交通費などの助成制度

項目	対象者	内 容	手 続 先
6 後期高齢者 医療制度	<p>平成20年4月から、75歳以上の人は全員後期高齢者医療制度の対象となりますが、65～74歳の人でも次のいずれかに該当する場合は、後期高齢者医療制度の対象となります。</p> <p>①身体障害者手帳1、2級及び3、4級の一部 ②療育手帳「A」 ③精神障害者保健福祉手帳1、2級 ④障害年金受給者の一部</p> <p>※後期高齢者医療制度へ移らないこともできます。</p>	<p>医療費が1割負担になります。</p> <p>ただし、所得が一定以上ある人は、3割負担となります。</p> <p>また、重度心身障害者医療費助成制度の対象となる人は、1割負担分（3割負担の方は2割分）を重度医療で助成します。</p>	<p>町民課保険医療係</p> <p>または</p> <p>湖南地区出張所</p>
7 重度心身障害者医療費助成	<p>①身体障害者手帳1、2級及び3級の一部（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい）に該当） ②療育手帳「A」</p> <p>③精神障害者保険福祉手帳1級所持者のいずれかを所持する人</p>	<p>●課税世帯 1割負担になります。</p> <p>●非課税世帯 初診時一部負担金のみ負担となります。</p> <p>※ただし、所得制限があります。</p> <p>※なお、平成20年10月から該当となる精神障害者保健福祉手帳1級の対象者の場合、入院での医療費助成は行いません。</p>	
8 精神障害者 医療費助成	<p>精神疾患を持ち、その精神障がいのために入院治療を受けている人</p>	<p>自己負担額の3割を助成します。</p> <p>（自己負担額が高額療養（医療）費の負担限度額を超える場合は、当該負担限度額の3割を助成）</p>	<p>福祉課障害福祉係</p>

問い合わせ先

◎ 役場町民課保険医療係 0153-52-3131（内線117～120番）

◎ 役場湖南地区出張所 0153-52-2175

項目	対象者	内容	手続先
9 じん臓機能 障害者通院 交通費助成	じん臓機能障がいによる身体障害者手帳を所持し、事情により町外の医療機関で人工透析療法を受けている人	町外の医療機関で人工透析療法を受ける場合に、通院距離・回数に応じて交通費の一部を助成します。 (北海道支給分と厚岸町支給分があり、道支給分は所得制限がありますが、町支給分は所得制限がありません。)	福祉課障害福祉係
10 特定疾患 患者等 援護旅費 助成	特定疾患の治療のために町外の医療機関に通院しなければならない人	町外の医療機関で治療受ける場合に、通院手段・回数に応じて交通費・宿泊費の一部を助成します。	
11 自立支援 医療費の 給付	<p>◆精神通院 精神疾患を持ち、その精神障がいのために通院治療が必要な人</p> <p>◆更生医療 身体障害者手帳を所持し、治療により障がいの程度が軽くなることが期待できる18歳以上の人</p> <p>◆育成医療 身体に障がいがあったり、今ある疾患を放置すると将来障がいになると認められ、確実な治療効果が期待できる18歳未満の人</p>	<p>医療費が1割負担になります。ただし、世帯の所得状況などに応じて、自己負担上限額が設けられます。</p> <p>自立支援医療費の給付は、指定された医療機関での医療に限られているほか、更生医療・育成医療については、角膜移植術、人工関節置換術、人工透析療法など、対象となる医療が決められています。</p> <p>詳しくは、各手続先または医療機関にお問い合わせください。</p>	

問い合わせ先

◎ 釧路保健福祉事務所（釧路保健所）（釧路市花園町8番6号）
子ども未来係 0154-22-1233

手 当 ・ 年 金 制 度

項 目	対 象 者	支 給 額	手 続 先
12 児童扶養 手 当	<p>父親のいない家庭や父親が重度障がい者の家庭で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、または、20歳未満で政令で定める程度の障がいのある児童を扶養している母親や養育者に支給されます。 (受給年金や障がい程度、所得に制限があります。)</p>	<p>月額 ●第1子 41,720円~9,800円まで、所得の額に応じて決定されます。 ●第2子 5,000円、 ●第3子以降 1人につき3,000円が加算されます。</p>	福祉課社会児童係
13 特別児童 扶養手当	<p>20歳未満の一定の基準以上の障がいのある児童を養育している保護者に支給されます。 (所得制限があるほか、児童が施設入所等している場合や障害年金等を受給できる場合は支給されません。)</p>	<p>月額 ●1級 50,750円 ●2級 33,800円 年3回に分けて支給されます。</p>	
14 障害児福祉 手 当	<p>20歳未満の日常生活において常時の介護を必要とする程度の重度障がい児に支給されます。 (所得制限があるほか、障がい児が施設入所・長期入院している場合や障害年金等を受給できる場合は支給されません。)</p>	<p>月額 14,380円 年4回に分けて支給されます。</p>	福祉課障害福祉係
15 特別障害者 手 当	<p>20歳以上で、2つ以上の重度障がいを併せ持つなどのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の人に支給されます。 (所得制限があるほか、本人が施設入所・長期入院している場合は支給されません。)</p>	<p>月額 26,440円 年4回に分けて支給されます。</p>	

問い合わせ先

◎ 役場福祉課社会児童係 0153-53-3333 (内線411・412番)

項目	対象者	支給額	手続先
16 障害基礎年金	国民年金加入中に障がいを持った人、年金受給者で60歳以上65歳未満の間に障がいを持った人で一定期間以上保険料を納めている人 ※20歳前に障がいを持った場合は、20歳になった日から支給されます。 (障がい程度や所得に制限があります。)	年額 ●1級 990,100円 ●2級 792,100円 ※年金の等級は、障害者手帳の等級とは異なります。	町民課保険医療係
17 障害厚生年金 ・ 障害共済年金	厚生年金、共済年金などに加入している間に障がいを持ち、一定期間以上保険料を納めている人	各年金毎に内容が異なります。	厚生年金加入者は 社会保険事務所 共済年金加入者は 各共済組合
18 心身障害者扶養共済	一定の基準以上の障がいのある人を扶養している65歳未満の人が加入できます。 (重病を患っている場合は加入できない場合があります。)	加入者が毎月一定額の「掛金」を払い込み、加入者が亡くなったり重度の障がい者となった場合に、残された障がい者に対し生涯年金を支給します。 支給額は、一口につき月額2万円です。 (掛金は、加入者の年齢により異なります。)	釧路保健福祉事務所 (釧路支庁) 地域福祉係

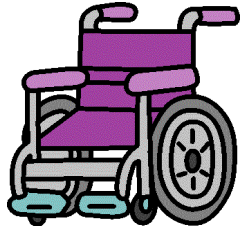
問い合わせ先

- ◎ 役場町民課保険医療係 0153-52-3131 (内線117~120番)
- ◎ 釧路社会保険事務所 (釧路市栄町9-9)
0154-22-0111
- ◎ 釧路保健福祉事務所(釧路支庁内)地域福祉係
(釧路市浦見2丁目2番54号)
0154-43-9251 (直通)



補装具・日常生活用具について

既に購入したものについては適用になりませんので、必ず購入前に相談・申請を行ってください。

また、介護認定を受けている人は、用具によっては介護保険制度が優先されます。なお、治療のための用具は該当になりません。

項目	対象者	用具種目	手続先
19 補装具費の支給	<p>それぞれの用具種目に該当する身体障害者手帳を持っている人が対象となりますが、それぞれの用具ごとに支給要件がありますので、一度ご相談ください。</p> <p>利用者負担額は、原則として用具価格の1割負担ですが、所得等の状況により負担上限額が設けられます。</p> <p>また、それぞれの用具に定められている基準額を超える額についても自己負担となります。</p>	<p>○肢体不自由者 義手、義足、上肢・下肢等装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助杖</p> <p>○視覚障がい者 盲人安全杖、義眼、眼鏡</p> <p>○聴覚障がい者 補聴器</p> <p>○重度重複障がい者 重度障害者用意思伝達装置</p> <p>○障がい児 座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具</p>	
20 日常生活用具給付	<p>それぞれの用具種目に該当する各障害者手帳を持っている人が対象となりますが、それぞれの用具ごとに給付要件がありますので、一度ご相談ください。</p> <p>利用者負担額は、原則として用具価格の1割負担ですが、所得等の状況により負担上限額が設けられます。</p> <p>また、それぞれの用具に定められている基準額を超える額についても自己負担となります。</p>	<p>○肢体不自由者 特殊寝台、特殊マット、入浴担架、入浴補助用具、体位変換器、住宅改修等</p> <p>○視覚障がい者 拡大読書器、点字器、点字タイプライター、点字図書等</p> <p>○聴覚障がい者 屋内信号装置等</p> <p>○呼吸器機能障がい者 電気式たん吸引器、ネブライザー等</p> <p>○直腸・膀胱機能障がい者 ストマ用装具等</p> <p>○知的障がい者 頭部保護帽、特殊便器等</p> <p>○その他 火災警報器、自動消火器等</p>	<p>福祉課障害福祉係</p> 

交通機関の割引・助成制度

項目	対象者	内容	手続先
21 JR運賃 割引	<p>◎介護人が同行する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1種の身体障害者手帳または療育手帳所持者とその介護人（1人） ・12歳未満の第2種の身体障害者手帳または療育手帳所持者で、定期券を利用する場合には、その介護人（1人）も割引されます。 	<p style="text-align: center;">割引率 5割</p> <p>介護人については、障がい者本人が購入する乗車券の種類と同一の場合に割引されます。</p>	<p>JRの乗車券を取り扱っている窓口 に、身体障害者手帳 または療育手帳を提 示し購入してくださ い。</p> <p>※割引される乗車券 は、普通乗車券、定 期券、回数券、急行 券（特急券を除く） です。</p> 
	<p>◎単独で乗車する場合</p> <p>身体障害者手帳または療育手帳所持者</p>	<p style="text-align: center;">割引率 5割</p> <p>ただし、片道100kmを 超える場合のみ割引になり ます。</p>	
22 航空運賃 割引	<p>◎介護人が同行する場合</p> <p>12歳以上の第1種の身体障害者手帳または療育手帳所持者とその介護人（1人）</p>	<p>割引率は、各航空会社及び 路線により異なります。 詳しくは、ご利用される航 空会社にお問い合わせくださ い。</p>	<p>航空券を取り扱っ ている窓口で、身体 障害者手帳または療 育手帳を提示し購入 してください。</p> 
	<p>◎単独で搭乗する場合</p> <p>12歳以上の身体障害者手帳または療育手帳所持者</p>	<p>※割引を受けることのできる のは、国内に本社のある航空 会社の国内線のみです。</p>	
23 バス運賃 割引	<p>◎介護人が同行する場合</p> <p>第1種の身体障害者手帳または療育手帳所持者とその介護人（1人）</p>	<p style="text-align: center;">割引率 5割</p> <p>精神障害者保健福祉手帳所 持者に対する割引は、行って いないバス会社もあります。 詳しくは、ご利用されるバ ス会社にお問い合わせくださ い。</p>	<p>料金支払時または 定期券購入時に身体 障害者手帳、療育手 帳または精神障害者 保健福祉手帳を提示 してください。</p>
	<p>◎単独で乗車する場合</p> <p>身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者</p>	<p>※くしろバスについては精神 障がい者についても割引を 行っています。</p>	

項目	対象者	内容	手続先
24 タクシー 運賃割引	身体障害者手帳または療育手帳所持者	割引率 1割	乗車時に身体障害者手帳または療育手帳を提示してください。
25 有料道路 料金割引	◎介護人が運転する場合 第1種の身体障害者手帳または療育手帳所持者を乗せて運転する介護人	割引率 5割 ETCノンストップ走行についても割引されます。	割引を受けるには、事前に申請して障害者手帳に証明を受ける必要がありますので、必ず利用される前に、福祉課障害福祉係にお越しく ださい。
	◎本人が運転する場合 身体障害者手帳所持者	※車種によっては、割引対象外となる場合もあります。 (業務用車、レンタカー等は対象外)	
26 重度心身 障害者等 交通費助成	次のいずれかに該当する人 ・身体障害者手帳1、2級所持者 ・療育手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者	さくらハイヤーでのみ使用できるタクシー運賃補助券を交付します。 (年間6,000円分で毎年3月末まで有効)	福祉課障害福祉係
27 心身障害児 帰省旅費 助成	町外の施設・学校などに入所している障がい児とその保護者	入所している施設・学校などから一時帰省する場合に、自宅までの距離に応じて交通費・宿泊費を助成します。	
28 心身障害児 通園交通費 助成	釧路市わかば整肢園または釧路市こばと学園に通園している障がい児とその保護者	施設に通園する場合に、自宅からの距離・回数に応じて交通費の一部を助成します。	
29 精神障害者 通所交通費 助成	障害福祉サービス事業所や地域活動支援センターなどに通所している精神障がい者	施設などに通所する場合に、自宅からの距離・回数に応じて交通費の一部を助成します。	

障 害 福 祉 サ ー ビ ス

◆障害福祉サービスの種類・利用手続きなどについて

①介護給付

日常生活を営むうえで、介護が必要な人に対して支援を行うもので、次のサービスがあります。

【居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援・生活介護・療養介護・児童デイサービス・短期入所・ケアホーム・施設入所支援】

②訓練等給付

自立した生活を営むための訓練や就職につながる支援を行うもので、次のサービスがあります。

【自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・グループホーム】

全てのサービスの申請・相談窓口は、福祉課障害福祉係になります。

申請後、職員が自宅や施設に訪問し、認定調査を行います。

「介護給付」については、認定調査と併せて主治医等による医師意見書により勘案すべき事項を踏まえ、厚岸町障害程度区分等審査会で審査判定を行い、その結果により障害程度区分が決定されます。

障害程度区分は、区分1（軽度）から区分6（重度）に区分され、非該当となったり区分によっては、一部利用できないサービスもあります。

※児童には、障害程度区分は設定されません。

利用者負担については、原則として利用したサービス費用の1割負担となりますが、市町村民税の課税状況、収入額、預貯金額等の状況により、負担額が大きくなるないように1ヵ月あたりの負担上限額が設けられます。

項 目	対 象 者	内 容
30 居宅介護 (ホームヘルプ)	障害程度区分1以上の人	自宅にホームヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事などの介護、調理、掃除、買い物などの家事の援助、通院の介助などを行います。
31 重度訪問介護	障害程度区分4以上で、常に介護を必要とする重度の肢体不自由者	自宅にホームヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事などの介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
32 行動援護	障害程度区分3以上で、自己判断能力が制限されている人	行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
33 重度障害者等 包括支援	障害程度区分6で、介護の必要性がとて高い人	居宅介護などの複数の障害福祉サービスを包括的にを行います。

項 目	対 象 者	内 容
34 生活介護	障害程度区分3以上（50歳以上の人 は区分2以上）で、 常に介護を必要とする人	施設への通所により、昼間、入浴、排泄、食事などの介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
35 療養介護	障害程度区分5以上で、医療と常時介護を必要とする人	医療機関で、機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活のお世話をを行います。
36 児童デイサービス	障がいや発達に遅れのある児童	日常生活での基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
37 短期入所	障害程度区分1以上の人	自宅で介護をする人が病気などの理由で介護ができない場合などに、一時的に夜間も含め、施設で入浴、排泄、食事などの介護を行います。
38 ケアホーム (共同生活介護)	障害程度区分2以上の知的障がい者及び精神障がい者	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事などの介護を行います。
39 施設入所支援	障害程度区分4以上（50歳以上 は区分3以上）の人	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事などの介護を行います。
40 自立訓練 (機能訓練・生活訓練)		自立した日常生活、社会生活ができるよう、一定期間、身体機能、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
41 就労移行支援		一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行います。
42 就労継続支援 (A型・B型)	障がい者	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識、能力の向上のために必要な訓練を行います。
43 グループホーム (共同生活援助)		夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

地域生活支援事業

◆地域生活支援事業の種類・利用手続きなどについて

障がいのある人の能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた、安心して暮らすことができるように、地域生活支援事業として厚岸町では次の事業を行っています。

【相談支援事業・コミュニケーション支援事業・日常生活用具給付等事業・移動支援事業・地域活動支援センター事業・生活サポート事業・自動車改造費助成事業】

地域活動支援センター事業以外のサービスの申請・相談窓口は、福祉課障害福祉係になります。

項目	対象者	内容
44 相談支援事業	誰でも相談可能	各種相談、必要な情報の提供、権利擁護などの支援を行います。
45 コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能または音声機能の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある人	手話通訳者の派遣を行います。
46 日常生活用具給付等事業	それぞれの用具種目に該当する各障害者手帳を持っている人	日常生活用具の給付・貸与を行います。詳しくは、7ページをご覧ください。
47 移動支援事業	身体に障がいがあり、一般車両での移動が困難な人	円滑な外出ができるよう移動を支援します。
48 地域活動支援センター事業	障がい者	町内の地域活動支援センター（企業組合エーエスユー）にて、障害のある人が自由に来て、将来の夢や希望をかなえるための相談やお手伝いをし、創作活動を進めています 利用を希望される場合は、直接、企業組合エーエスユーへお問い合わせください。 （0153-52-8155）
49 生活サポート事業	障害程度区分が非該当となった人	障害程度区分が非該当となり、介護給付の支給決定を受けることができなかった場合に、自宅にホームヘルパーを派遣し、必要な支援を行います。
50 自動車改造費助成事業	肢体不自由1、2級の身体障害者手帳を所持し、就労等に伴い自らが運転する自動車を改造する必要がある人 （所得制限がありません。）	本人が所有し、運転する自動車の改造に要する費用の一部（上限100,000円）を助成します。 助成の対象となる改造は、本人が運転するために必要な改造（ハンドル、アクセル、ブレーキなど）のみですので、介護用の改造は対象となりません。 （車いすリフトなど）

その他のサービス・制度

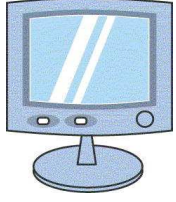
項目	対象者	内容	手続先
51 デイサービスの利用	18歳以上の身体障害者手帳所持者 (障がいの程度などにより制限があります。)	町の在宅老人デイサービスセンターにおいて、通所による入浴、食事の提供、創作的活動などのサービスを提供します。 利用者負担額は、原則として1割負担となります。 また、食費などの実費負担もあります。	
52 声の広報の発行	視覚障がいのある人	広報あつけし・議会だよりの内容を吹き込んだテープまたはCDを作成し発行します。	福祉課障害福祉係
53 福祉機器の貸与	身体障害者手帳所持者	福祉機器(特殊寝台・特殊浴槽・車いす・歩行器)が急に必要になったときや短期間の使用時に用具を貸し出します。	
54 福祉電話の貸与	次の全てに該当する人 ①電話を所有していない ②世帯の生計中心者が所得税非課税 ③身体障害者手帳1、2級で外出が困難または難聴である	電話加入権と電話機を貸与します。	
55 緊急通報システム	身体障害者手帳の交付を受けている単身世帯 (所得に応じ、一部自己負担があります。)	緊急事態に機敏に行動することが困難な人に緊急通報システムを設置します。	
56 除雪サービス	身体に障がいがあり、除雪の労力確保が困難な人	通路や事故防止のために必要な場所の除雪・砕氷を行います。	保健介護課 健康づくり係
57 寝具洗濯乾燥消毒サービス	ひとり暮らしの身体障がい者で、寝具の衛生管理が困難な人	寝具の衛生管理のための洗濯乾燥消毒を行います。	

問い合わせ先

◎ 役場保健介護課健康づくり係


0153-53-3333

(内線407~410・415番)

項目	対象者	内容	手続先
58 NHK放送 受信料減免	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する人がおり、世帯全員が市町村民税非課税の世帯	全額免除	福祉課障害福祉係 
	次のいずれかに該当する世帯 ・世帯主が視覚障がいまたは聴覚障がいによる身体障害者手帳所持者 ・世帯主が身体障害者手帳1、2級所持者 ・世帯主が療育手帳「A」所持者 ・世帯主が精神障害者保健福祉手帳1級所持者	半額免除	
59 生活福祉 資金貸付	次のいずれかに該当する人 ・身体障害者手帳所持者 ・療育手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳	●生業費 460万円以内 ●技能修得費 130万円以内 ●福祉用具購入費 120万円以内 ●自動車購入費 200万円以内 ●住宅資金 250万円以内 など	厚岸町 社会福祉協議会
60 N T T 無料番号 案内	次のいずれかに該当する人 ・視覚障がいの身体障害者手帳所持者 ・1、2級の上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの身体障害者手帳所持者 ・療育手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者	N T Tの番号案内を利用する場合に、利用料の免除を受けられます。 希望する場合は、事前にN T Tに届け出たうえで、番号案内を利用する際にオペレーターに申し出ることになります。	N T T東日本 北海道釧路支店
61 青い鳥郵便 葉書無償 配布	次のいずれかに該当する人 ・身体障害者手帳1・2級 ・療育手帳「A」（又は1・2度）と表記されてる人	普通郵便葉書 ・1人につき20枚 ・申し出方法と郵便申請がある。 ・受付期間があります。	郵便事業株式会社 釧路支店 (厚岸郵便局)

問い合わせ先

- ◎ 厚岸町社会福祉協議会 0153-52-7752
- ◎ N T T東日本北海道釧路支店 0154-21-3241
- ◎ 郵便事業株式会社釧路支店 0154-24-3590
もしくは(厚岸郵便局) 0153-52-3701

項目	対象者	内容	手続先
62 駐車禁止 規制の 適用除外	次のいずれかに該当する人 ①次のいずれかの身体障害者手帳所持者 ・視覚障がい1～4級の 一部 ・聴覚障がい2、3級 ・平衡機能障がい1～5級 ・上肢障がい1、2級の 一部 ・下肢障がい1～5級 ・体幹障がい1～5級 ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（上肢機能1、2級 移動機能1～5級） ・内臓機能障がい1、5級 ・免疫機能障がい1～3級 ②療育手帳「A」所持者 ③精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ④小児慢性特定疾患児手帳を受けている「色素性乾皮症」の人	公安委員会が指定する駐車禁止場所において、適用除外の指定が受けられ、必要最小限の駐車をすることができます。 適用除外を受けようとする場合は、事前に警察署で申請をする必要があります。	厚岸警察署 交通課 
63 郵便による 不在者投票	次のいずれかの身体障害者手帳所持者 ・両下肢、体幹、移動機能障がい1級若しくは2級 ・心臓、腎臓、膀胱、直腸、小腸の障がい1級若しくは3級 ・免疫機能障がい1～3級	町の選挙管理委員会から投票用紙の交付を受け、現存する場所で投票の記載をし、郵送によって投票を行うことができます。	厚岸町 選挙管理委員会 (役場総務課総務係)
64 携帯電話の 基本使用料 などの割引	次のいずれかに該当する人 ・身体障害者手帳所持者 ・療育手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者	携帯電話の基本使用料などの割引を受けることができます。 割引の内容は、それぞれの携帯電話会社によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。 ※その他の割引サービスが対象外となる場合があります。	お近くの携帯電話を取り扱っているお店で相談・申込みしてください。 電話での問い合わせ先 ▼NTTドコモ北海道コールセンター 0120-800-000 ▼auお客様センター 0077-7-111 ▼ソフトバンクお客様センター 0088-240-157

問い合わせ先

◎ 厚岸警察署交通課 0153-52-0110

◎ 厚岸町選挙管理委員会（役場総務課総務係）
00153-52-3131（内線213・293番）

各種相談機関

障がいのある人の福祉などについて、日常生活のこと、将来の不安、施設入所、経済的なこと、就職のことなどさまざまにご相談に応じ、必要な助言・指導を行っています。

<ul style="list-style-type: none"> ● 役場福祉課障害福祉係 0153-53-3333 (内線413・414番) 	<p>障がいのある人に関する制度やサービスについてや日常生活のことなど全般的な相談を行っています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域生活支援センター・ハート釧路 (釧路市白金町2番14号) 0154-32-7400 	<p>厚岸町が委託している相談支援事業所です。障がいのある人やその家族などからの全般的な相談を行っています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 身体障害者相談員 ◇古川 美津郎(住の江1) 0153-52-3013 	<p>身体障がいに関する相談を行っています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 知的障害者相談員 ◇小野寺 敏雄(片無去666) 0153-57-2475 	<p>知的障がいに関する相談を行っています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 釧路児童相談所 (釧路市豊川町3番18号) 0154-23-7147 	<p>児童の障がいや発達の遅れなどに関する相談を行っています。 また、年に数回、厚岸町への巡回相談も実施しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 釧路保健所 精神保健福祉係 (釧路市花園町8番6号) 0154-22-1233 	<p>精神障がい、精神疾患などに関する相談を行っています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 釧路公共職業安定所 (釧路市富士見3-2-3) 0154-41-1201 	<p>障がいのある人の就職に関する相談・職業紹介・就業指導などを行っています。</p>

「障害者専門相談窓口」でご相談してみませんか？

毎月1回、「障害者専門相談窓口」を保健福祉総合センターあみか21に開設しています。

この相談窓口は、厚岸町が相談支援事業を委託している地域生活支援センター・ハート釧路から精神保健福祉士などの専門職員が来て、障がいのある人やその家族などからの相談に応じています。

また、必要に応じて自宅に訪問して相談を受ける、巡回相談も行っていきます。

サービス利用や制度の相談だけではなく、日常生活における不安にも適切に相談を受けることができます。

料金は無料ですので、一人で、また、家族だけで不安を抱いていたり、悩まずに、まず一度、ご相談してみませんか？

日程など、詳しくは福祉課障害福祉係までお問い合わせください。